

議案第45号

日進市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部改正について

日進市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年5月15日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴い、日進市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

ホテル等の定義について、「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別を統合し、「旅館・ホテル営業」とする。

日進市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条 例 第 号

日進市ホテル等の建築の規制に関する条例(平成10年日進市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ホテル等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業</u>の用途に供する建築物をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ホテル等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する<u>ホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業又は同条第4項に規定する簡易宿所営業</u>の用途に供する建築物をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。